

# 令和6年度 吉岡町学童クラブ経営方針及びクラブ運営方針

## 1 学童保育の目的

学童保育は、放課後児童健全育成事業の一環として、保護者が労働等により放課後家庭が留守となる小学校に就学している児童に対し、安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的とする。

## 2 法人経営方針

- ① 学童保育を利用する児童に安定した安全な生活の場を確保し、健全な育成に寄与する。
- ② この事業の安定した運営を行うため、必要な財源の確保、人材の確保を計画的に行い、定期的な検証を行う。
- ③ この事業の更なる運営向上を計るため、組織体制の強化、職員の雇用状態の確認を行う。

## 3 クラブ運営方針

- ① 学童保育を必要とする小学校児童の、豊かで安全かつ健全な放課後の生活の場を提供する。
- ② 異年齢間の集団生活の場を活かし、思いやりのある豊かな人間性のある子供に育つ生活環境の場とする。
- ③ 保護者同士、職員、地域と大人同士が密着した中で子育てに協調し合い、児童が安心と信頼を持てる生活の場となるよう努める。

## 4 クラブの活動内容

学童クラブにおける活動内容は次のとおりとし、指導員は家庭との連携を図りつつ育成指導にあたる。

- ① 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- ② 遊びの活動への意欲と態度の形成。
- ③ 遊びを通じての自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- ④ 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡。
- ⑤ 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。

一日の流れについて

時間	平日	土曜・長期休み
7:30		クラブ活動開始
9:30		学習等
10:30		自由遊び／集団活動
12:00		昼食
13:00		自由（夏はプール等）
15:30	下校後宿題・自由学習	おやつ／休憩
16:30	おやつ／おやつ後宿題・自由遊び	自由遊び／集団遊び等
18:30	保育終了	保育終了

## 5 指導員の役割と仕事

指導員は、保護者が就労等で放課後家庭が留守となる間、保護者のかわりに子どもの放課後の生活を守り、家庭的な雰囲気の中で子どもを支える「大人」であること。

### 指導員の役割

- ① 一人ひとりの子どもが安心してすごせる生活の場をつくりあげる。
- ② 一人ひとりの子どもの成長・発達を促し、援助する。
- ③ 働く保護者を支える。
- ④ 学校・幼稚園・保育園・専門機関との連携を密にしていく。

### 指導員の仕事内容

保育を行うにあたって、指導員同士が相互に協力しあい、適切な役割分担を行うとともに、全指導員の保育観が一致しており、子どもたちへの姿勢や保護者への対応が一貫していること。そのため、職員会議や日々の打合せ等指導員相互の意見交換を十分に行い、日々の保育の予定や指示・伝達その他、子ども一人ひとりの様子や発達の課題等の情報を絶えず共有し、以下の指導にあたる。

- ① 子どもの健康管理・安全管理
- ② 一人ひとりの子どもの生活の援助
- ③ 集団での安定した生活の維持
- ④ 集団生活でのルールを一人ひとりの子どもに指導
- ⑤ 遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- ⑥ 家庭との連携
- ⑦ 関係機関との連携
- ⑧ 研修会への参加

## 学童クラブの利用について

厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業の一環として実施している学童保育は、児童が帰宅時、保護者が労働等により家にいない家庭の児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、保育することが目的です。

近年、核家族や共働き世帯の増加により学童保育の需要は年々高まり続け、入所児童数も増加してきているため、学童クラブの円滑な運営には保護者の方々のご協力が不可欠です。

入所後は以下のようなルールを守っていただき、円滑な運営に関してのご理解・ご協力をお願いいたします。

- ① 学童クラブ入所後に保護者の方がお勤めを辞めたり、勤務時間の変更により児童が帰宅する時間帯に帰れるようになったりした場合は入所資格が無くなりますので、学童保育の実施を解除させていただきます。その際は必ず吉岡町社会福祉協議会（以下、指定管理者）までご連絡ください。退所届の提出もお願いします。
- ② 勤務先が変更になった場合は、改めて就労証明書をもらい、指定管理者まで再提出してください。
- ③ 学童クラブでは、保護者のプライベートな時間を作るために児童をお預かりしているわけではありません。お勤めが早く終わられた方は早めに迎えに来てください。児童が遅くまで学童クラブで遊んでいたいからという理由で、必要以上に長く預けることがないよう注意してください。ローテーション勤務等で、平日仕事がお休みの場合や、児童が帰宅する時間帯に保護者が家にいる場合は、学童クラブをお休みしてください。
- ④ 保護者のお迎えがなければ、学童を閉所することが出来ませんので、閉所時間はくれぐれも厳守してください。土曜日・長期休暇時の開所・閉所時間についても同様です。事故等の危険性がありますので、厳守してください。  
また、お迎えは必ず保護者又はその親族（成人者）、代理人（学習塾の先生等）、事前に必ず保護者から申し出されている代理人に来ていただきます。事前連絡及び玄関までお迎えがなければ引き渡し、児童だけで帰宅させることはできませんので、ご注意ください。
- ⑤ 学童クラブを欠席する時は、必ず保護者の方が学童クラブに連絡をしてください。もし当日確認が取れない時は、学童クラブから保護者の方に連絡を取らせていただきます。
- ⑥ 習い事のある場合については、学童クラブから送り出すことはできません。習い事の時間までにお迎えに来られない時は、学童クラブを欠席してください。
- ⑦ おやつは、学童を当日利用した児童分のみ提供させていただきます。
- ⑧ 学童クラブへWiFi機能の整備がされています。学校からからのクロムブックに自動的につながりますが、接続等不備や使用方法については、学童指導員は対応できませんので、ご了承ください。
- ⑨ 学童クラブについて、入所クラブを選択することはできません。定員数に応じて振り分けさせて頂いておりますので、ご承知おきください。
- ⑩ 学童クラブの申請は、1年ごとに更新となります。
- ⑪ 学童クラブでの児童同士のトラブルは、その場で解決するよう努めますので、ご協力をお願いいたします。
- ⑫ 児童の言動が学童クラブの安全確保に支障をきたす場合には、学童クラブ利用に関して対応を考えさせていただきます。

## ◆保育時間

平日	下校時～午後6時30分	
土曜日	午前7時30分～午後6時30分	
春季・冬季及び夏季休業日	午前7時30分～午後6時30分	※時間厳守

※土曜日・夏休み等は就労条件により早朝保育を実施します

- ・学校行事等による早帰り時は、小学校の授業の終了時刻に合わせて開所します。
- ・土曜日の利用について、利用者がいない場合は閉所としますので、必ず事前に利用する旨を各学童クラブへお知らせください。また、土曜日は利用者が限られますので、おやつを提供はしません。
- ・台風や大雪、インフルエンザ蔓延防止のため、臨時閉所することもあります。なお、インフルエンザ等による学級閉鎖となったクラスに属している児童については、学童クラブも出席停止となります。臨時閉所時のご家庭での対応をあらかじめ考えておいてください。

## ◆学童保育料

月額7,500円（おやつ代込）

### ◎減免制度について

- ・学童クラブ保育料減免申請書の提出が必要です

① 生活保護世帯又はそれに準ずる場合

【全額免除】

※生活保護受給証明書の添付

② 児童が食物アレルギー等により、おやつ類の提供を受けることができない場合

【一月につき月2,000円免除】

※アレルギー等が証明できる書類(医師の診断書等)の添付

※減免後は、学童クラブではおやつを提供できませんので、各ご家庭でご用意をお願いします。

## ◆保育料納付方法

- ・下記の指定金融機関での口座引落をお願いしています。  
決定通知書に同封された預金【口座振替依頼書】をご記入の上、指定管理者または所属の学童クラブへお持ちください。

指定金融機関

・群馬銀行（本店・支店）

なお指定金融機関に預金通帳のないご家庭は現金納付（一括・月々）もご利用出来ます。  
現金納付希望依頼書に必要事項のご記入をお願いいたします。  
（現金納付希望依頼書は指定管理者にあります。）

- ・学童保育料の口座引き落とし、現金納付は毎月月末です。但し月末が祝祭日の場合は翌日になります。

### ◆短期欠席届・還付申請書について

- 短期欠席届について

学童クラブの入所資格に該当しながら、特別な事情により短期欠席する場合は、事前に短期欠席届を提出してください。1日でも利用した際は、学童保育料は全額負担となります。

- 還付申請書について

既納の学童保育料は、還付しませんが、特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができますので、還付申請書の提出をお願いします。

※各様式等は、各学童または社協 HP にて取得できます。

### ◆児童の怪我等の保険について

- 学童内でのお怪我等における傷害・賠償責任保険について

一般財団法人児童健全育成推進財団 「児童クラブ共済制度」へ加入

- 学童内で怪我等が発生した場合、申請については、ご利用学童の先生にお聞きください。

#### 《指定管理者》

社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会  
吉岡町大字南下1 3 3 3 番地4  
(吉岡町老人福祉センター内)





☎0279-54-3930

# 吉岡町学童クラブ施設概要

- ◆指定管理者：社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会
- ◆電 話：0279-54-3930
- ◆所 在 地：吉岡町南下1333-4(老人福祉センター内)
- ◆入所対象児童  
保護者の労働等で放課後家庭が留守になる小学校1～6年生
- ◆保育時間  
平日 放課後～午後6時30分  
土曜日、春・夏・冬休み 午前7時30分～午後6時30分  
※令和3年4月より、土曜日・夏休み等は就労条件により早朝保育を実施します
- ◆保 育 料：月額7,500円(おやつ代込)
- ◆休 所 日：日曜・祝日・年末年始



<p>◆<b>明治学童クラブ</b>◆ 所在地：吉岡町北下476-1 電 話：55-5672</p>  	<p>◆<b>明治第2学童クラブ</b>◆ 【榛名】 電 話：25-8293</p>  <p>はるな      あかぎ</p>	<p>所在地：吉岡町北下438-1 【赤城】 電 話：25-8283</p>  <p>※駐車場は、小学校校庭東側の忠霊塔をご利用下さい。</p>
--	--	--

<p>◆<b>駒寄第1学童クラブ</b>◆ 所在地：吉岡町大久保2338-12 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1階</span> 電 話：55-5248</p>  	<p>◆<b>駒寄第2学童クラブ</b>◆ 所在地：吉岡町大久保2338-12 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2階</span> 電 話：25-7385</p>  
--	---

◆**駒寄第3学童クラブ**◆  
所在地：吉岡町漆原1387  
電 話：26-3226




保護者各位

吉岡町社会福祉協議会  
会長 栗田 政行  
(公印省略)

# 臨時休所等の保護者宛て連絡方法について

保護者の皆様におかれましては、日頃より児童福祉事業についてご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

各学童クラブにおいて、臨時閉所等の緊急連絡や情報を保護者宛てに LINE 公式アカウント（未認証アカウント） を活用し送信しています。自然災害や新型コロナウイルス、インフルエンザ等の蔓延防止の為、学童クラブの臨時閉所措置を取った際、勤務中等でなかなか電話連絡の取りづらい学童クラブ利用の保護者の皆様へ、迅速かつ正確に連絡することを目的に実施いたします。

LINE 公式アカウント活用の趣旨をご理解の上、各学童クラブ指導員にお声掛けしていただき、利用学童ごとの【QRコード】を読み取り、友だち追加をお願いいたしますよう、ご案内いたします。

なお、LINE をご利用されていない方につきましては、例年通りメールにてご連絡いたしますので、お手数ですが、社会福祉協議会へ「件名」に所属学童・学年・児童名を入力し空メールをお送りください。また、下記メールアドレス登録票を各学童へご提出ください。

## 1 LINE の友だち追加について

- ・入所している学童クラブごとに、ご家庭 1 名
- ・QRコードの読み取りは、各学童クラブ指導員にお声かけください
- ・退所時  
必ず各学童または社協の確認のもと、ブロックの手続きをお願いします。

## 2 LINE をご利用でない方

- ・吉岡町社会福祉協議会メールアドレス  
(メールフィルタ等している方は、指定受信に追加登録してください。)  
**yoshioka.sya@ivory.plala.or.jp**
- ・「件名」に所属学童・学年・児童名を入力し空メール  
(例：兄弟で入所している方 「件名」 駒 1・1 年・児童名、駒 3・4 年・児童名)
- ・メールアドレス登録票は、各学童クラブへ提出

※LINE にて友だち追加及び登録いただいたメールアドレス等は、学童クラブの臨時閉所等の緊急連絡並びに必要な情報等の発信に使用いたします。

吉岡町社会福祉協議会  
TEL：0279-54-3930

学童クラブ臨時閉所等の緊急連絡並びに必要な情報発信用メールアドレス登録票

児童氏名	
保護者氏名（メール登録者）	
登録するメールアドレス	
緊急連絡先（携帯）	

